

相模原市監査委員公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、都市建設局まちづくり事業部の所管する事務・事業に係る各課・機関の定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成22年3月29日

相模原市監査委員 大 貫 勲

同 石 橋 忠 文

同 久保田 隼 夫

同 小 池 義 和

1 監査の期日

平成22年3月29日

2 監査の対象及び方法

この監査は、都市建設局まちづくり事業部の所管する事務・事業に係る各課・機関において、平成21年度（平成22年1月末日まで）に執行した次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、抽出により実施した。

(1) 都市整備課

ア 各事業の支出に関する事務

(2) 拠点整備課

ア 各事業の委託料の支出に関する事務

(3) 駐車場対策課

ア 放置自転車等移動費用の徴収に関する事務

イ 各事業の委託料の支出に関する事務

(4) 相模大野駅周辺整備事務所

ア 各事業の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務

(5) 小田急相模原駅周辺整備事務所

ア 各事業の支出に関する事務

(6) 藤野建設課

ア 藤野駅周辺駐車場駐車料の徴収に関する事務

イ 藤野駅周辺駐車場管理運営費の支出に関する事務

3 監査の結果

都市建設局まちづくり事業部の所管する事務・事業に係る各課・機関における財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。

なお、事務処理上留意すべき事項のうち軽易なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善又は検討を求めている。